

## 議案第113号

### 訴えの提起について

前橋地方裁判所令和4年（ワ）第188号債務不存在等確認請求事件について、次のとおり反訴を提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年10月26日提出

渋川市長 高木 勉

### 1 相手方

[REDACTED]  
[REDACTED]

### 2 反訴の趣旨

- (1) 反訴被告（本訴原告）は反訴原告（本訴被告）に対し、金120万3700円及びこれに対する令和元年7月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は反訴被告の負担とする。
- (3) 仮執行宣言  
との判決を求める。

### 3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

### 理由

歴史ある硯石の原状回復に係る費用を求める訴えを提起しようとするものである。

## 訴えの経過

- 1 令和4年5月20日、XXXXXXXXXX（以下「本訴原告」という。）は、渋川市（以下「市」という。）を被告として、本訴原告の市に対する硯石に関する所有権に基づく妨害排除請求権を発生原因とする債務が存在しないことの確認、並びに国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項に基づく損害賠償請求として300万円及びこれに対する不法行為を構成する最後の名誉毀損表現が新聞記事に掲載された日である令和元年9月26日から支払済みまで年3分の割合による金員の支払を求めて、前橋地方裁判所に訴えを提起した。
- 2 市は、令和4年7月20日付けで、本訴原告に、不法行為に基づく損害賠償として、硯石の原状回復費用相当額である1096万7000円を、同年8月22日限り支払うよう請求した。しかしながら、同年8月8日付けで、本訴原告から支払に応じない旨の回答があったため、硯石の原状回復費用相当額に弁護士費用を加算した額である1206万3700円及び令和元年7月30日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める反訴を提起する。

硯石に係る経過

年 月 日	内 容
令和元年7月29日 ～30日	硯石の掘り出し
令和元年9月26日	渋川市議会が「歴史的価値のある硯石の掘り起こしに関する特別委員会」（以下「特別委員会」という。）を設置 渋川市が「渋川市行政事務執行の適正化に関する調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置
令和元年12月25日	調査委員会が意見書を公表
令和2年2月20日	特別委員会が審査報告書を議会に提出
令和3年5月21日	渋川市が相手方に対し、原状回復を求める通知書（1回目）を送付
令和3年6月9日	渋川市が赤城山自治会長から、硯石を以前のような草や土に埋もれた状態に戻すことは望んでいない旨を記した「『硯石』の掘り起こしに関する上申書」を受理
令和3年9月14日	渋川市議会が「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願」を受理
令和3年9月29日	渋川市議会が「歴史的価値のある硯石の原状回復を求める請願」を採択
令和3年10月18日	渋川市が相手方に対し、原状回復を求める通知書（2回目）を送付
令和3年11月25日	渋川市が相手方から、通知書（2回目）に対して、硯石の原状回復には応じない旨を記した、令和3年11月11日付け「回答書」を受理
令和3年11月25日	渋川市が相手方代理人弁護士から、令和3年11月18日付け「申入書」を受理（申入れの概要は、以下のとおり） ①地元住民との折衝（話し合い、相談）の有無について ②原状回復を求める法的根拠について ③円満解決を図るために話し合う意思の有無について
令和3年12月16日	渋川市が相手方代理人弁護士に対し、令和3年11月18日付けの「申入書」に対して書面回答（回答の概要は、以下のとおり） ①相手方による原状回復が図られた後に、硯石の周辺整備等について、地域住民等の意見を確認する。 ②市の資産の所有権に係る権利を行使したもの ③市の顧問弁護士を通じた話し合いを行う。
令和4年2月4日	渋川市が相手方代理人弁護士から口頭にて、 ①相手方に対する訴えの提起の考えについて ②市長から相手側に対して遺憾の意を示すことについての回答の要求を受理

硯石に係る経過

年 月 日	内 容
令和4年2月17日	<p>渋川市が相手方代理人弁護士に対し、令和4年2月4日の要求に対して書面回答（回答の概要は、以下のとおり）</p> <p>①②正当な手続なく市有地の形状が変更されたことについて、原状回復を求める方針は変わりません。</p>
令和4年2月22日	<p>渋川市が相手方代理人弁護士から、市顧問弁護士を通じて、</p> <p>①相手方に対する訴えの提起の考えについての回答の再要求を受理</p>
令和4年3月3日	<p>渋川市が相手方代理人弁護士に対し、令和4年2月22日の要求に対して書面回答（回答の概要は、以下のとおり）</p> <p>①引き続き原状回復を求めています。法的な措置については、原状回復を求めるにあたっての選択肢の中のひとつであると考えています。</p>
令和4年5月20日	<p>相手方が渋川市を被告として、硯石の原状回復義務が存在しないことの確認及び国家賠償法に基づく損害賠償請求として300万円の支払を求めて、訴えを提起</p> <p>（前橋地方裁判所令和4年（ワ）第188号債務不存在等確認請求事件）</p>
令和4年7月13日	<p>前橋地方裁判所令和4年（ワ）第188号債務不存在等確認請求事件 第1回口頭弁論</p>
令和4年7月20日	<p>渋川市が相手方に対し、請求書を送付</p> <p>（原状回復費用相当額1096万7000円）</p>
令和4年8月12日	<p>渋川市が相手方代理人弁護士から、市代理人弁護士を通じて、令和4年7月20日付けの請求には応じない旨を記した、令和4年8月8日付け「回答書」を受理</p>
令和4年9月28日	<p>前橋地方裁判所令和4年（ワ）第188号債務不存在等確認請求事件 第2回口頭弁論</p>